

お取引先 各位

大幅な最低賃金額の改定に伴う契約金額の変更の必要性の確認等について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

本学においては、「国立大学法人九州大学の中小企業者に関する契約の方針」に基づき、清掃等の役務の契約について、契約後において最低賃金額の大幅な改定があった場合には、最低賃金引上げ分の円滑な価格転嫁を図るため契約金額を変更するなど、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとしています。

つきましては、大幅な最低賃金額の改定により、本学と契約締結中の案件に従事する従業員等の中に、改定後の最低賃金より低い賃金で雇用されている者が存在する場合には、賃上げに必要な金額について契約金額の見直しの必要性を検討いたしますので、契約締結時の本学担当者までお申し出ください。

なお、あらかじめ、清掃等の役務の入札金額における人件費について、契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額についても考慮した上で入札いただきますようお願いいたします。

敬具

<本件に関するお問い合わせ先>

九州大学財務部調達課企画係

TEL : 092-802-2360・2361・2362

E-mail: zaksoukatu@jimu.kyushu-u.ac.jp